海上保安新聞

発行所　東京都中央区日本橋呉服橋3の1の3
海上保安新聞社
編集発行人　高橋[illegible]二
電話日本橋（21）3677番
週刊水曜日発行
購読料月額40円送料別

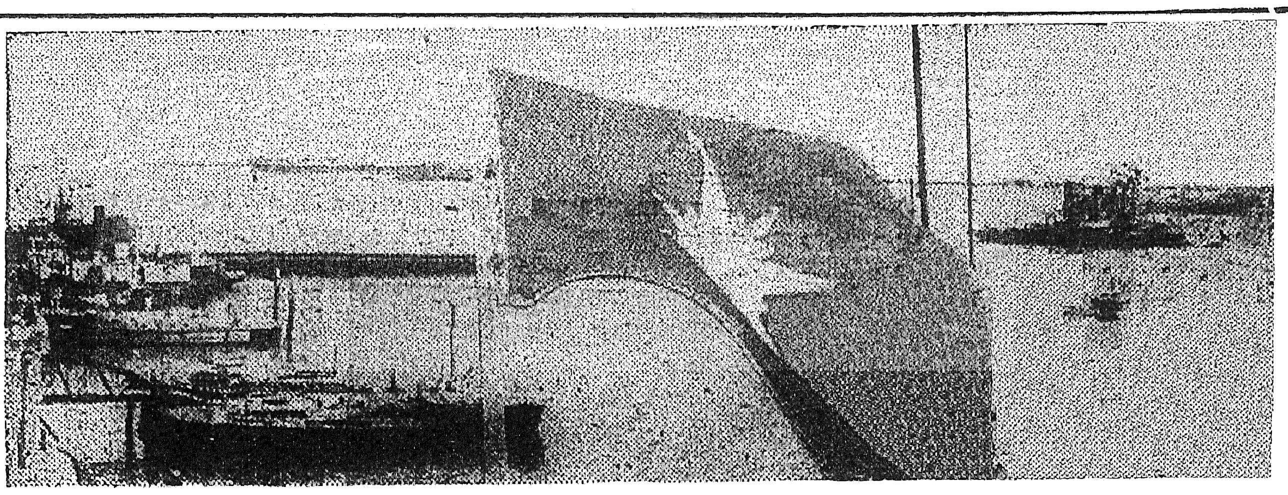

甦える平和の海のシンボル

発刊に寄せる各界の期待

明るい海の建設

海上保安庁長官　大久保武雄

平和日本の再建の途は、[illegible]の保護であり、道義の恢復であり、且つまた治安の維持であるが、復興の基盤である交通の振興、殊に海上交通の復旧再建は国際的事情もあることながら、遅々として進まず戦中戦後の混乱期に乗じて治安を乱し、交通輸送を阻害し、経済秩序を破壊するの行為に出づる者も多く、加うるに季節的自然の猛威は度々日本沿岸の民生、水産交通に甚大な被害を与え日本の復興を阻むこと甚しいものがある。即ちわが海上保安庁が設置せられたゆえんもまたこゝにあるのであるが、これら海上の不安を除去し明るい海国日本を打建てるためには、ひとり海上保安庁のみの努力をもつてしては到底その目的を十分に達成することは困難であつて当局の施策と併行して、一般国民特に関係民間機関の協力を必要とするのである。

今回こゝに海上保安新聞が創刊せられ、海上保安にたずさわる部内及び部外関係者に海上保安関係のニュースと、業務上の連絡、研究の機関として厳正且つ理解ある紙面を提供されるに至つたことは誠に時宜を得たことゝ衷心その発刊を祝するものである。

海上保安庁が創設されて既に一年に垂んとするが、未だに海上保安庁の性格や業務について正しい認識に欠くる向も多く、海上の安全を脅かす事犯もまた跡を絶たぬ実情を思うとき言論機関としての本紙の使命は極めて重く、海上保安の任務にたずさわる一員として本紙の健全な発展を祈ること切なるものがある。

緊密な官民の連絡を痛感

船舶工業協会会長　中村一徹

◇…海上保安庁の重要なる業務の一つとして海上に於ける人命及[illegible]の物資輸送の安全を確保するために船舶の検査の励行がある。即ちわが国に於ける船舶は其の船体、機関、属具品の構造及設備につき海上安全上必要とする条件を守らしめ常に之を良好なる状態に於て保持せしむる事を見守つて行かなければならない。

◇…之が為にはわれわれ民間の船舶工業に関係する業者がその[illegible]保持に全面的の協力を必要とし更に進んで業者は船舶の安全の保持のために船舶の構造、設備の改善に専心努力しなければならない。

◇…わが船舶工業協会は船舶に装備すべき主機、補機、艤装品及船用品の製造、[illegible]等の業者の団体及会社で組織せられているが、之等の業者の綜合的協力活動に依つて船舶としての機能の完全が期待せられる次第である。

◇…かく多種多様の業者の有機的綜合的の協力活動を促して保安庁の船舶検査の成果を挙げしむるためにはその[illegible]ならしむることが特に必要であると思ふ。この意味からしても海上保安新聞の誕生はわれわれとしても誠に時宜に適するものとして喜びに堪えない次第である。ここに本紙の創刊を心から御祝ひするとともに将来の発展を祈つて已まない次第である。

薄い一般の関心

海上保安庁官房長　西田豊彦

海上保安庁の業務は国民生活と密接な関係にありながら、その影響が直接的でないため一般国民の関心は極めて薄く時には不当な非難や疑問さえも持たれており、また発足後日も浅いため海事関係者との連絡協調も十分とはいえず、部内職員相互の連絡周知などもまた、その職場の[illegible]なことゝ、職務の多岐複雑さから幾多の不備欠陥を持つている実状であつて、これが適切な機関は早くから切望されていたところである。

こゝに海上保安庁業務を中心とする言論機関として海上保安新聞が発刊されたことは海上保安庁職員として喜びに堪えない。

本紙によつて海上保安庁職員の恵まれることの少い困難な業務の実態が世に伝えられ且つ厳正な批判と声援が与えられるならば、それは七千職員の職場の教材として好個の資材となるであろう。また部外関係者も本紙を半官報的機関として活用されるならば海上保安庁業務の円滑な遂行と、海事業界の振興に益するところ大なるものがあろうと信ずる。

編集担当者の中正な見識と正確に立脚した正確な記事をもつてわれわれの期待に副えられんことを切望するものである。

常に最善を

日本船主協会会長　板谷順助

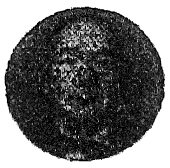

今回海上保安新聞が発刊されるに至つたことは、海運関係者としても誠に喜ぶべきことで、今後わが海運界に貢献するところ大なるものがあると思う。海運は海上相手の仕事が非常に多くその主体をなす船舶の保安、警戒には最も意を用ひ力を致し最善の策を講じて万遺憾なきを期しているのである。海の仕事は特に天候気象等の自然力と常に取組み、些細な支障も忽ち人命や船舶等を一挙に失う大不祥事を惹起し易い物である。従つて海上保安に対する処置や施設は常に万全を期し寸隙も与えないようにして置かねばならない。なお現下の社会混乱時には海上犯罪も甚だ多くこれが防犯取締りにも特に厳戒を必要とする。

海上保安新聞がこれ等について大いに社会の認識を深め各種の示唆を与えるであろうことを期待し本紙の発展とその使命達成を切望する次第である。

民間の協力が緊要

福原敬次

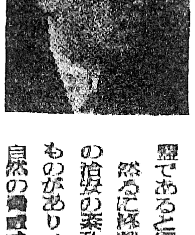

今回海上保安新聞が発刊せられたことは誠に時宜を得たものと欣快に堪えず、之が発展と[illegible]を祈りて止まない。

日本の復興を考えるに当つて、海を度外視することの出来ないのは勿論であるが、海運及び水産日本の再建は海上の保安が全うせられて初めて可能であつて、海上保安庁の業務こそ日本再建の根本的基盤であると信ずる。

然るに終戦以来、日本沿岸の治安の紊乱は言語に絶するものがあり、加うるに季節的自然の猛威は毎年夥しい損害を生ぜしめ、且つ道義のたいはいと戦争以来の海上保安施設の荒廃、戦中の残存物などにより海事関係者の被る損害は莫大な数に達している現状である。

幸い昨年海上保安庁が設置せられ、之等の不安除去に多大の努力を傾注されていることはわれわれ海事関係者として深く感謝しているところである。しかしながら海上保安の仕事は極めて困難で、これをひとり官庁のみの努力に頼つていることは関係民間人として怠慢のそしりを免れ難くわれわれ民間人もまたこれに協力し速かに安全明朗な海国日本を実現しなければならない。その意味で目下海上保安確保に対し協力運動も進んでいるのであるが、それに先立ち海上保安の業務を中心として官民を結ぶ報道、連絡の機関「海上保安新聞」が創刊されたことは海事関係者のみならず国家的見地からも慶賀すべき事柄である。われわれ海事関係者としては海上保安の実績を挙げるため斯界初の報道機関である本紙の強化発展を切望するものである。

船舶の守りに努力

救難事業協会々長　古賀龍雄

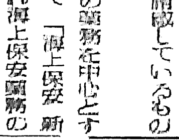

海国日本の復興は水面に、海運観光にと漸次その緒についているが、特に定期船の切替貿易の振興策などわが海事界は明るい期待がかけられており、一般国民の関心もまた極めて大なるものがある。

わがサルベージ界は海運の振興と表裏一体を為しつゝ、船舶の[illegible]に努力しているが、海事界の[illegible]はサルベージの発展に俟つところ大なるものがあると信じ自然的人為的海上災害に対処してわれわれに課せられた任務は極めて重く責任の重大さを痛感しているものである。

今回海上保安の業務を中心とする報道機関として「海上保安新聞」が発刊せられ海上保安業務の啓蒙と、之が実現に協力されることゝなつたのは誠に喜ばしい限りである。

海上保安庁職員及び民間関係機関従事員の海上保安のために払われつゝある努力と犠牲は、従来余りにも報われることが少なかつたが、本紙の如き報道機関の誕生により今後は漸くその実状が一般に伝えられ世人の正しい認識と理解を得られることゝなつたのである従つて本紙の活動についてはわれわれ海事関係者は多大の期待をもつて見守つているものであつて、本紙が正確な記事と厳正な主張をもつて業界世論の代弁者となつて斯界のために協力せられんことを祈つて止まない。

輸送力を守れ

機帆船協会々長　竹内[illegible]

機帆船による運輸事業は小規模な運営形態の業者によつて行われているとはいえ、全海運の輸送量からみると極めて重要な部分を占めているのであつて、廿二年度の全海上輸送量中その七割三分は実に機帆船によるものであつた。

しかしながら経営が所謂一パイ船主と称する中小事業であつて、海難などによる損害は致命的なものがあるので、海上保安事業については深甚な関心を寄せているものである。既に海上保安庁が設置され着々実績を挙げられつゝあるが、このたび海上保安新聞が創刊され海上保安確立のため唯一の報道機関として活躍されることゝなつたのは海上保安によつて利得を受けるわれわれとして衷心より慶びに堪えない。願くは厳正な報道と中正な論旨によつて斯界を裨益されたい。

發刊の辭

昨年五月海上保安庁設置以来日本復興の基盤である貿易、海運、水産、観光など海を舞台とする諸種交通の安全を確立するため挑いつゝある関係各機関の努力については海事関係者のひとしく感謝するところであるが遺憾ながらその実状は国民一般の関心を高めているとはいゝ難く、むしろ国内的にはその存在の認識さえも危ぶまれ、国外的には一部にその存在意義を甚しく誤解されている有様である。

終戦時わが国の沿岸は一万個以上の機雷によつて封鎖されており海上交通の安全は全く保障し難い状態であつた。しかも戦後の治安の紊乱は海上にまで跳梁不法の犯罪を続発させ、且つ地勢的自然の災害は貴重な人命と船舶、物資のおびただしい損亡を生ぜしめたのであるが、これらの災害除去のため日夜奮闘する七千保安庁職員の努力はまた報われること甚だ薄いものであつた。即ちこゝに海上保安業務を中心とする報道機関「海上保安新聞」を発刊し、外に対しては海上保安庁業務の正しい宣伝と啓蒙を行い、内には保安庁職員の目となり耳となつて業務能率と職場文化の向上を図らんとする所以である。

しかしながら本紙の意図するところは単なる保安庁職員の職場的使命に止まらず、海上保安に関係深き部外関係業者並びに各機関の相互の連絡と協調のため明るく正しき輿論の代弁者として官民を結ぶ紐帯たらんことを強く期するものである。

海上保安庁は海上保安に関する強力且つ広汎な警察取締りの権力を有しているが、これを用いるに当つては適切、中正を期するは勿論であると共に、民間関係業者はまた疑心とたわる所なく保安庁の方針施策に協力し一日も早く明るく平和な海国日本を再建しなければならない。

本紙は海上保安の確立が日本復興の最要件であることを銘記し関係官民各位と共に手を携えて目的完遂のため邁進することを誓うものである。

× ×

日本郵船株式會社
社長　淺尾新甫
本社　東京都中央区日本橋兜町一ノ七（仮事務所）
電話茅場町（66）四一三一番（代表）
支店　東京・函館・小樽・横浜・新潟・名古屋・大阪・神戸・門司・若松
出張所　室蘭
在勤事務所　釧路・伏木・舞鶴・高松・今治・松山・福岡・長崎
出張員事務所　油津

祝発刊

極東海運株式會社
（三菱汽船株式會社ノ第二會社）
四月一日設立
取締役社長　奥野勁
本店　東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一
神戸支店　神戸市生田区明石町四八

大久保長官に聴く
“平和の海”再建への途

[illegible]廿三年度に比し一躍三倍の予算を組んで新年度を迎えた海上保安庁は施設に組織に強力な拡充計画をたて政府の経済施策に対応し海運振興の裏づけとなるべき海上保安の確立に前進することゝなつたが、新年度を迎えて大久保長官は記者と左の如き一問一答を行い廿四年度海上保安施策の方向を明かにした

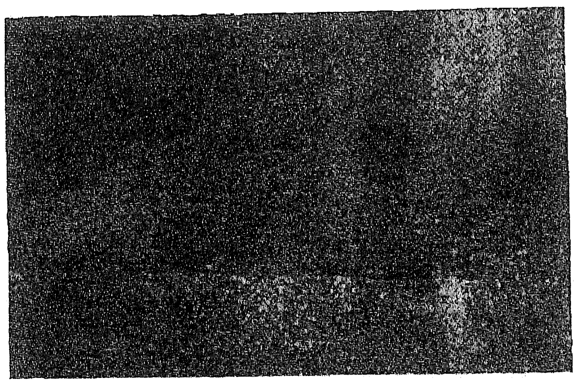

第一線を更に強化
燈臺の復舊など治安に萬全
予算も一躍三倍へ

問　本年度の海上保安庁予算は何に重点が置かれているか

長官　廿四年度の最大の仕事としてやりたいと思つていることは巡視船などの新造計画と燈台の復旧再建計画である、廿三年度の本庁予算は十億円だつたが本年度は一躍三倍に近い予算を計上したが、これは主として新船の建造と公設燈台を保安庁の管下に移して復旧管理するために充てられることになつている、すなわち船舶建造のための予算は総予算の約[illegible]三パーセントに当つている、何からいえば[illegible]の廿一パーセントが次に来るがこれは前年度と変りなく、十八パーセントを占める燈台の[illegible]及び復旧費が新年度の大きな仕事の一つとして注目されよう、その他では水路関係費などが大きいところである

問　新年度の海上保安庁の業務として何に最も力を入れているかということは予算の面から一応明かとなつたが、具体的には何をやるか

長官　大体保安庁の任務は二つあるその一つは航海の安全を保持すること、その二は海上治安の維持である海上保安庁が第一に、力を入れるべき問題は海上の人命救助で、それはつまり遭難船を救助する仕事である昨年五月保安庁が発足してから九月まで僅か五カ月間に発生した海難件数は汽船七一八隻二一四万トン、機帆船および帆船六四四隻[illegible]五万トンに達していてこのうち船体損失[illegible]は汽船一四八億円、機帆船および帆船は七億円となつている、この海難で救助されたものは一九二隻であるが、損害総額は六七億円に及んだ、これは船体だけの損害であつて、これに積荷を入れたら莫大な数になり、更に失われた人命を考えるとこれは評価を超越した損害である日本の如き物資の乏しい国では船や物を失わぬようにすることが最も大切であるし、人命の救助は世界人道の点からも当然の義務である

問　船舶救難のための設備は――

長官　如何なる条件下でも救助に出動出来るためにはそれに適した船をもたなければならない、現在ある船は木船で耐波性もなく速く海洋に出て活動出来ないので、新性能の船を揃つて万全を期したいと思つている、一方水難救済会を強化し全国の沿岸町村にその下部組織を通つて日本全国海岸の住民が救難に出動協力する態勢を作りたい

航路の安全化を急ぐ

問　航路標識の整備は如何か

長官　日本の開国と燈台とは世界的にも面白い因縁をもつていて、八十年前安政四国条約の条文に「日本は燈台を作るべし」とあるが、敗戦によつて日本は第二の開国を行つた訳だがその第一の指令で[illegible]は[illegible]燈台の復旧を要請している、燈台は日本の文化的国際的両面の[illegible]標だといえよう燈台は海上保安庁所管のものが現在六百、それに地方[illegible]所有の燈台は六百ある、海上保安庁所管のものは[illegible]で[illegible]を受けた大部分が増していたけれど今日では十[illegible]所を除いて全部復旧完了した、公設燈台は[illegible]や[illegible]が足らず復旧ははかばかしくないので、新年度から保安庁の管下に移すことになつた燈台については[illegible]官庁も重大な関心を示しているので、保安庁としても全力を挙げて復旧整備を行うが、そのため今国会には[illegible]航路標識法を提出することになつている

問　内外船舶の航行に最も影響の深い[illegible]の[illegible]も重大な仕事だが――

最近兇悪になつた海の犯罪

長官　九州[illegible]などにより[illegible]が[illegible]んになり、外国船が入港するということになると[illegible]は絶対[illegible]か出来ない、外国からの注文による船舶の[illegible]なども[illegible]が安全でないと注文も来ないことになる、観光ルートも外客も[illegible]ど[illegible]になつてしまうから[illegible]は一日も早く完了するよう全力を挙げる

問　次に不正出入国や密貿易など治安の面はどういう状態か

長官　昨年五月から十二月までの間に検挙した数は三千七百九十人に達した、その内訳は不法入出国が一千七百九十六人、[illegible]が三百九十四人、[illegible]七百六人、[illegible]反五百卅一人、[illegible]違反百五十九人、強盗、窃盗、殺人、公務執行妨害などが九十一人となつているが、最近の犯罪は兇悪化し、[illegible]などもダイナマイト使用が多く、[illegible]はピストルやその他の武器を持つている、[illegible]などは手りゆう弾や日本刀なども持つているので保安庁としてはこれ[illegible]するため全[illegible]している、[illegible]には[illegible]命令に従わない船に[illegible]が体当りをすることさえもある、昨年五月から八月頃まで[illegible]が多かつたので、[illegible]は巧妙になり近頃では[illegible]から[illegible]や[illegible]で[illegible]を伸し、或は九州を迂回して[illegible]水域[illegible]水道や[illegible]半島まで[illegible]しているので取締りにはどうしても船が多く必要となつて来る、海上では陸上と異つて犯罪船と一対一なので船がなければどうすることも出来ないわけだ

不十分な船舶の安全施設

問　保安庁としての保安対策は出来ても民間の安全設備が十分でなければ万全は期し難いわけだが、船舶の検査についてはどうか

長官　昨年船舶[illegible]行政を移管され保安庁で実施しているが、これは[illegible]防止に一層関係深い事柄なので力を入れている、[illegible]以来この面は全く放置されていたので努力しなければならない、検査は定期検査、新造船検査、[illegible]検査とあるが[illegible]戸内で行つた[illegible]検査では[illegible]べた船の三分の二は不完全だつた、[illegible]なるのは[illegible]自身の[illegible]でもあるので取締りを強化し[illegible]のものは[illegible]もやる積りである

問　保安[illegible]が[illegible]に[illegible]されていることは大いに心強い限りだが、これら[illegible]は[illegible]務の危険や困難にふさわしいだけの待遇を受けているかどうか

責任感の強い従事員

長官　特別職[illegible]が適用され一般官吏より優遇されることになつているが、中でも巡視船や掃海などに当つている乗組員には[illegible]手当が支給されている、併しそれでも十分という訳ではないので出来る限りのことをして従事員の努力に報いたい考えである、保安庁職員は自己の職務に対し全く[illegible]外視して努めている、巡視船は[illegible]船に体当りし、試験船などの乗組員は船体に[illegible]して[illegible]作業をやつているが、これなどソロバンを度外視した責任感の強さであつて、公共の安寧や人命救助の仕事の尊さを十分自覚しているものと感謝に堪えない次第だ、願い[illegible]近燈台[illegible]会が拡大強化して海上保安協会として民間の救助の

前途に光明
木造船[illegible]會長　渡邊浩

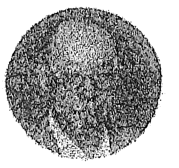

太平洋戦争の終局とともに、わが国は一時自らの[illegible]防備、海上保安の力さへも失い、前途[illegible]ぬ事態に立ちいたつたが、その後[illegible]の占領下に海上保安庁の発足を見るにいたり、ここに安んじて海上の活動に従事することが出来ることになつた。

現在日本周辺の海上に活躍している日本船舶は汽船四百九十五隻、百九十三万千[illegible]中に及んでいるということであり、更に木造船[illegible]では、[illegible]船は[illegible]のみでも二万千二百五三隻八十三万千四百[illegible]、[illegible]、五[illegible]以上の動力[illegible]船は二万一千九百七十二隻、五十六万四千六百二十八トンに及んでいる。之等[illegible]の海上活動を思い、平和日本再建の前途に思いをいたすと、[illegible]たすべき船舶の活動とともに、前途に大いなる光明を[illegible]わけで[illegible]に堪へない次第である。

それにつけても海上保安庁の活躍に期待する所いよいよ大きく、また、その耳目となり口唇となるべき、海上保安新聞の活動に俟つ所非常に大きい。その意味に於てもこの度海上保安新聞の創刊を見たことは御同慶に堪へない。

設備の充實を
造船工業會々長　甘泉豊郎

海上保安庁が日本[illegible]な[illegible]の海上の保安、密輸入船の取締及び船舶の安全を期するための検査をの任務を持たれることになり非常に心強く感ずる次第であります。

然しその任務を遂行するためには設備の完備した速力の速い優秀な船舶を多数備へこれに配するに命を賭して保安の責に任ずる乗組員の充実した乗組員の配置がなくてはなりません。

われわれ造船業者は、海上保安庁の船舶に対しては新造、修理船の指導につき御互の努力を以てこれが達成を計ることは勿論でありまして、一日も早く充実した優秀高性能船舶を建造され海上保安にぬかりのないように御願申上げたいと思います。

今回海上保安新聞が発刊され、自由の立場から保安業務の遂行に協力されることゝなつたのは、誠に心強い限りであつて本紙の発展によつて海上保安の機能がいよいよ発揮されんことを祈つて止みません

三菱の第二會社
“極東海運”發足

三菱汽船株式会社はかねて所属船[illegible]方面[illegible]を進めていたが、[illegible]月廿八日付で関係方面の認可を得たので、四月一日付で第二会社[illegible]海運株式会社として発足した、同社の発足により旧三菱汽船は解散し、その業務及び財産は全部[illegible]海運に引継がれた

新会社は旧三菱所有船[illegible]丸（一万六千トン）外四隻計三万六千二百四十五重量トンの船舶と[illegible]八百四万円を合して九百万円の資本金をもつて発足したもので将来増資することも予定されている、なお役員は[illegible]社長以下旧役員がその儘就任した

海流

▼海上保安庁[illegible]は「[illegible]の再[illegible]だ一とひどく[illegible]を衆[illegible]している向もあるが、国民の中にも海上保安庁と[illegible]で[illegible]なくても海上保安庁とは何をするところか御存知ない[illegible]合が少くない上そういう[illegible]が保安庁のためにも海事界のためにも日本のためにもならんことまで[illegible]ている[illegible]は[illegible]外少ないのではないか

▼海上保安庁に対するデマや、無関心さが[illegible]日本の[illegible]にどんな[illegible]になるかを考えるならば[illegible]かにデマや無知を[illegible]しなければならない、だから関係方面から[illegible]海上保安庁はもつと[illegible]に力を入れよなどという意見が出るわけだ、ところがこの仕事の大事なことが[illegible]全部に[illegible]世す[illegible]事などあれもイケない、これもイケないとひどく[illegible]た

▼思うに何処からか叱られることを恐れているらしいが、占領政策に反しない限り何をやつてもよい自由を与えられていることを忘れては困る[illegible]してしまつて物もいえないというのでは[illegible]の[illegible]を[illegible]すことな[illegible]はない、[illegible]なニュース[illegible]の[illegible]など[illegible]さず、どの[illegible]でが[illegible]に反するのか[illegible]分[illegible]し合つた上で[illegible]な[illegible]活動をやるべきだ、[illegible]利[illegible]な[illegible]一[illegible]、[illegible]のあることで[illegible]る[illegible]

海上保安廳
機構改革を斷行
本廳は三局二十五課

海上保安庁では業務の擴充強化に對應するため部内の機構改革を行うことゝなり準備中であつたがようやく最後的成案を得たので關係各方面と折衝の上、四月初旬發表實施することになつた、同改革案は中央地方に亘つて全面的な局、部、課の統合を行うもので實施までにはなお若干の變更はあるものとみられるが改革の大要は次の通りである

すなわち本廳内には從來保安局で[illegible]轄していた水路部を局に昇格して保安、水路、燈台の三局とするほか各局の下に左の如く課を設ける

▽長官官房の下に企画、渉外、総理、人事、[illegible]、技術、通信、[illegible]務、[illegible]、船舶、検査、船舶[illegible]の十一課を置き
▽保安局には[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の七課
▽水路局に[illegible]、[illegible]、[illegible]、印刷の四課
▽燈台局には[illegible]、工務、[illegible]課の三課が置かれる、◇地方海上[illegible]保安本部の組織は
▽警[illegible]部（名古屋、[illegible]、新潟、[illegible]の各保安本部は[illegible]課）の下に[illegible]、会計、[illegible]、[illegible]（小樽には置かず）の四課を設置
▽[illegible]部の下に[illegible]、[illegible]の
▽保安部（名古屋、[illegible]、新潟、[illegible]部の各保安本部は保安課）の下に[illegible]課と[illegible]課を置く
▽水路燈台部（名古屋、[illegible]、新潟、[illegible]の各保安本部は水路燈台課）の下に[illegible]（門司のみ工務）水路（広島、小樽のみ）燈台（広島、小樽のみ）の四課を置く
▽燈台部（門司、広島のみ（▽船舶検査部（神戸のみ）
▽保安部（横浜、門司のみ）を設置する

なおこれに伴う[illegible]はんな人事異動が近く行われるはずである

五月一日　保安廳發足一周年記念

海上保安庁は来る五月一日開庁一周年記念日を迎えるので、本庁は当日記念式典を行う地方は保安本部毎に記念式典を挙行するが、このほか本庁で計画の進められているものは燈台局が安全[illegible]の本[illegible]燈台の[illegible]を五月一日までに[illegible]に[illegible]して[illegible]に公開しようとする[illegible]、水路部は[illegible]五[illegible]丸を利用して水路[illegible]、[illegible]の見学（部内[illegible]四十名程度）を行うなど多彩な計画が進められている

山下汽船株式會社

本社　東京都千代田区丸ノ内二丁目六
神戸支社　神戸市[illegible]区[illegible]通三丁目[illegible]
[illegible]店所　横浜・門司・八幡・小樽

取締役社長　森　熊三
常務取締役　横田愛三郎
同　及川松之助
取締役　吉田二郎
同　宍倉健司
監査役　菅　朝太郎

三井船舶株式會社

（近く富士汽船株式會社の豫定）

代表取締役社長　一井保造

本社　東京都中央区[illegible]町二丁目一ノ一
電話代表日本橋(24)一四七一番

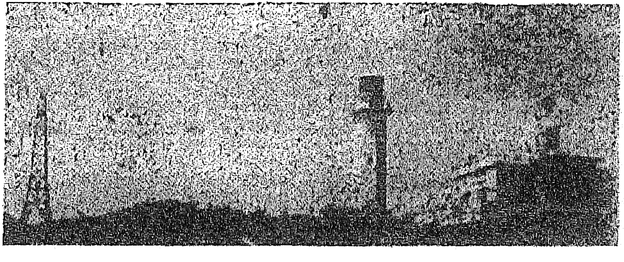

燈臺の運營を一元化

"公設"の移管決る

五百基建造も考慮

新生日本の海を照す全國の燈台が四月から海上保安廳の管轄下に一本に統合され、官設公設まちまちの施設で、灯つたり消たりしていた全國燈台が一元的運営で平和と希望の光りを明滅させることになつた

戦争による燈台の被害は廿一年終戦前一カ月に至つて一挙に九十一の燈台と十一の霧信号所と十八の無線方位信号所（ビーコン）が破壊されたが、終戦後、燈台に努力した結果、昨年末までに五十八の燈台が復旧再び明々と灯をともすに至つた、しかし戦後の混乱が漸次回復すると共に沿岸航路の再開外国船の出入など日本沿海は次第に賑いをみせ、それに伴い燈台の使命はいよいよ重く、國家が所管理している六百五十個所の燈台では再発化した船舶の航行にはなお不十分であるため、各國各地方自治体が管理している燈台六百三十基のうち主要なもの五百余基を國家の管轄に移すことが考えられ[illegible]が認められた結果、新年度[illegible]し海上保安廳の所管となつたものである、こんどの公設燈台の移管のため保安廳では経費四千万円を計上し、施設の引継ぎや事務上の処理に当るが、同時に従来の航路標識條令を改め新たに航路標識法というのを制定することになり今國會への提出が予定されている もつとも引継いだ五百の燈台は全部地方自治体から無償で寄附を受ける形なので、そのための經費はいらないが引継いだ後、修理を加えなければならないものが多く、大体四百基は手入れが必要とあり、今年度は取あえず百九十基だけ修理することになつている

なおこのほか海上保安廳燈台局では五カ年計画で五百基を新設する案をもつているが、外國並みにするとすれば、千基建設しなければならないというから燈台局が理想としているような燈火の間隔で夜の日本沿海を照し同処の海上からでも必ず船から二つの燈台の灯が見えるようになるのはまだまだ先のことになろう

地方掃海部長會議

海上保安廳の地方掃海部長会議は去月廿九日午前九時から海上保安廳本部で開催下関、呉、舞鶴、大阪の各地方掃海部長及び北栄、栄島の二監視区長以下関係者が参集、本廳側から大久保長官、田村掃海部長ら列席して開会、長官、保安局長の訓示の後地方各部長の現地事情の報告があつて午後は本廳の各課長の新年度の方針について説明、質疑応答があつて第一日を閉会した、第二日は卅日午前九時から同じく長官室で開会、掃海部長と担当主理所長との間に掃海業務遂行上の諸問題について具体的な意見の交換が行われた

造船工業會の總會

造船工業會では廿二日東京丸の内工業クラブにおいて総会を開催、廿三年度決算、廿四年度予算及び新年度事業計画について協議するが、任期満了による役員改選も行い二、三幹部の異動をみる筈である

浮遊機雷處置に注意

缺けている一般の認識

新潟事件

三月卅日午後五時半ごろ新潟県西頸城郡名立町小泊海岸で爆発した浮流機雷が爆死者六十三名、重軽傷十五名、家屋全壊百余戸を出した事件が発生いままでのように機雷の恐ろしさを世人に印象づけている、[illegible]機雷の発見は四百四、九十個に上り、いまでも毎月四、五件位いは浮流機雷の発見が報告されている現状で、今後ともかかる不祥事発生の可能性がある、いままでの記録による廿一年七月、[illegible]下北郡大間町下平海岸で死者十五名[illegible]二名を出した機雷爆発事件が大きなもので今回の如き死傷七十余名、家屋倒壊百余戸を出したことは未曾有の事件で機雷に対する國民一般の認識が欠けていたことが今回の惨事を引起した原因であり浮流機雷の処理について海上保安廳では次の注意を望んでいる

一、現在発見されている浮流機雷は戦時中敷設されたものが主で、水面下三〇メートル以上深い所にあるものは掃海が出来なくてそのままになり、水中に浮遊しているワイヤーロープが切れて水面に浮び出し潮流や潮流に乗つて流れるものが大部分とみられている、この種機雷の外形は球型の直径八〇センチから八六センチあつて外側に触角と称する鉛で作つたツノが四個つけてあり、そのツノが物に触れて折れると爆発するようになつている

二、右のような機雷を発見したときは、その発見した位置と日時を最寄の警察に届け、一般の人々は機雷の位置から少なくとも三百メートル以上離れること、直接機雷に手を触れるようなことは絶対である

三、警察が機雷発見の報告をうけたなら直ちに最寄の海上保安部に報告し処分をして貰うことになつている

危い掃海水路外の航行

今年すでに三隻の觸雷事故

横断歩道の不注意は交通巡査に叱られる位いですむが、掃海水路外の航行はボカ沈を喰う危険が多分にあるにもかかわらず依然として水路外航行の触雷事故があとを絶たないので保安局掃海課では折角の努力も水の泡と嘆いている、同課の最近の統計による触雷による沈没、大中破の被害を被つた船舶は終戦の昭和廿年は八十四隻（一五〇、二八六六トン）廿一年廿四隻（三五、九九二トン）廿二年廿一隻（一七、〇四二トン）廿三年十隻（六、三八六トン）今年に入つて二月末までに三隻（五、四五一トン）合計百四十二隻（二〇九、一五七トン）というバク大な損害であるが、此殆どが全部掃海水路外海の航行によるもので船舶関係者の注意喚起が要望されているこの触雷事故の最大のものは終戦の年室戸丸（一、二五七トン）が大阪湾外で死亡行方不明三三六名を出し、最近のものでは女王丸、（四〇一トン）が昨年一月廿八日瀬戸内海で一七三名の死亡を出しているのが主なものである

東京に燈臺が建つ

安乗崎から移す資料として公開

三重県安乗崎にあるわが國最古の木造燈台をそのまゝ東京に移設するとともに、燈台の資料館を建設し、絶海の孤島に人里離れて海上の保安に一生を捧げている燈台係員の苦心や貴重な燈台関係の資料を一般に見せようという計画が燈台所管会の手で着々進められ、来る五月一日海上保安廳開廳一周年の記念日までに完成する運びとなつた

安乗崎燈台は明治六年四月外人の設計によつて建設、洋式燈台のうちで木造ではわが國最古のものでその型状も八角型の珍しいものである、昨年六月廿日新燈台が完成しいよいよ木造燈台を東京に移設すると決るや地元から「是非とも地元の記念館にしたい」という願望もあつたほどだが、燈台局では一般國民に燈台のことが殆ど知られていないので中央に移設し有効に利用することに決つたもので、資料館（平屋）建坪廿一坪と共に完成のあかつきは燈台会から國へ寄附され、その後の維持、管理一切は國の公園緑地課の手で行われる、なお移設地は旧[illegible]園内（中央区）に決定した

高知保安部の活躍を賞讃

海上保安の任務に連日不眠不休で活躍する高知海上保安部に対して高知県政部の絶賛の辞が高知日報紙上に掲載され[illegible]を新たにさせている旨神戸海上保安本部からこのほど本廳宛に入電あつた

引揚に空前の大成功

さばん丸・2カ月で浮上る

終戦直前、廣島湾大黒神島に沈没した[illegible]タンカーさばん丸（一〇・二四一トン）は船腹の大きいのと損傷の甚大で斯界から引揚不能と見られていたが、このほど播磨造船所の手により見事引揚に成功、各方面から注目されている同船は船底百五十メートルあるが機雷によつて左舷キツ水下約卅五メートル、十メートル四方の大穴と船首底部に五メートル四方の損傷を受け従来の損傷部をふさぎ浮力をつける方法では、非常な手間と長時日を要する点でスクラップにするより他なしと思われていたものであるが、播磨造船のほこる豊富な機材と施設がものをいい今回の成功を収めたものである、即ち最近タンカーの必要性が高まるとともにさばん丸の引揚が業界の問題となり、昨年末から播磨造船の手で引揚準備にかかり一月中旬から本格的作業に着手、僅か二カ月足らずの三月十二日には早くも浮揚し、十六日呉の第三ドックにえい航したが三千八百万円の費用と延べ二万五千名の作業員が不眠不休の活躍をした、

今回の引揚成功の鍵は百トンの浮力タンク卅二個を使用したこととキツ水十一メートルの船を徐々収容するドック施設のあつたことである、なお同社呉ドック主任北村[illegible]三氏は引揚の苦心を次のように語つた

苦心といつて別にありませんが今回の引揚は何より機材と施設如何が問題でした作業に入る前に損傷の大きい中央部をそのまゝ引揚ることによつて船体が折れはしないかということで慎重な計算を実施したことと、如何にして早く浮かせるかについて何回も実験をしたこと位いなものでしよう、

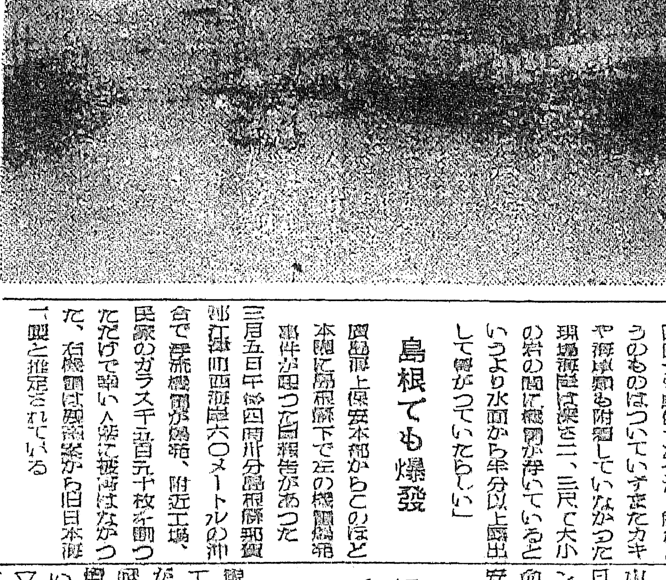

（写真は見事浮揚したさばん丸）

記錄映畫に殘す

播磨造船所では今回の「さばん丸」引揚に際し理研映画に委嘱し記録映画（一巻）を作成することとなつたが四月中に完成する見込みで、これは造船界サルベージ関係の貴要な資料になるものと言われている。

一米位のドラム罐ようのもの

早川係長語る

新潟の機雷爆発事件について二日朝海上保安廳に新潟保安本部から現地報告がもたらされたが、報告に上京した新潟保安部警備係長早川千代天氏は機雷の形状について次の如く語つた

「[illegible]からの報告により卅一日朝現場に行き、機雷目撃者名立町漁業組合長細谷[illegible]（四三）細谷地吉（六〇）さんから聞いた機雷の形状は円筒形一メートル、ドラム罐のような形をして鉄が四個つき黒色であつた、両角よりのものはついていずまたカキや海草等も附着していなかつた現場海岸は深さ二、三尺で大小の岩の間に機雷が浮いていると水面から半分以上露出していたらしい」

しらうめ號配屬

東京財務局から保安廳に二月廿八日付で移管された艦船（廿六トン）は11一三七号「志らうめ」と命名、補給用船として横濱海上保安本部へ配屬された

島根でも爆發

[illegible]海上保安本部からこのほど本廳に島根県下で左の機雷爆発事件があつた旨報告があつた

三月五日午後四時卅分島根県那賀郡江津町西海岸六〇メートルの沖合で浮流機雷が爆発、附近工場、民家のガラス千五百五十枚を割つただけで幸い人畜に被害はなかつた、右機雷は朝鮮[illegible]から旧日本海一型と推定されている

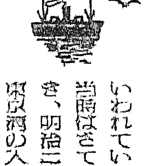

浮標

▽…燈明台といわれていた當時はさておき、明治二年東京湾の入口[illegible]崎に洋式燈台ができてから八十年、その盛大な記念式が昨年行われたが、八十年の長い歴史をそのまゝ伝えているような燈台の特殊用語がいまだに残つている

▽…燈明台（光源のある台）折射八角（レンズ）八角板（燈台頂部の折射八角を防護する鐵 ガラス）燈籠（燈台の頭部に該当する所）など、これは数多いうちの僅かである

▽…燈台局の上[illegible]工務課長、燈台は形状、内容ともに格段の進歩を遂げているのに名称だけが八十年前のをそのまゝ呼んでいるのは変だから、廿四年度事業の一つで是非とも判り易い名をつけたいとカんでいるが、さてどんな名がでるか、今から楽しみである

瀬戸内海の海賊團捕わる

その昔、八幡船時代を思わせるような海賊事件が旧ろう来瀬戸内海で頻々として起り沿岸の住民を恐怖させていたが、このほど高松海上保安部から「海賊事件の主犯以下十名逮捕、目下取調中なるもこれにより事件は全部解決の見込み」と本廳保安局長宛報告が寄せられてきた、この瀬戸内海の海賊事件とはこうである

旧ろう来、海上警備の手薄を狙つて強盗[illegible]火器類を使用する海賊の一團が、日本刀やこん棒、ピストルなど所持して尾道、高松方面の水域に散在する大小無数の島を根城に神出鬼没、附近航行の石炭運搬船や沿岸の漁村を襲撃していたもので、最近では一月廿六日香川県大川郡[illegible]田町、同廿八日[illegible]玉越村、三月三日同郡[illegible]と連続して強盗事件が起り、しかも玉越村大字木沢の被害者北山梅次郎さんは二回に亘つて襲われ家族全部縛りあげられたうえ衣類、金品など時価五十余万円を強奪される始末であつた、

高松保安部では総出動で被害地に[illegible]香川県本部、その他自治体警察と緊密な連絡を保つて内偵を進め遂に三月六日[illegible]で容疑者[illegible]三日明栄（23）無職飛田銀次郎（29）漁業大中秀男（30）同中田芳松（38）同花岡[illegible]吉（41）日雇三庄松太郎（61）女工細本萬子（15）紙器工[illegible]（24）無職[illegible]（35）鉄物工大中内臣（24）の女性を交える九名を逮捕、取調べの結果玉越村事件その他を自白した、取調べに当つては被害者が[illegible]に当つているため取調べに困難を来しているが、いままでの犯行の手口から犯行の大部分は同一團一味の仕事と見られている

製鐵・造船・船渠業

日本鋼管株式會社

取締役社長　河田重

本社　東京都中央区日本橋本町三丁目九番地三
電話日本橋（21）5810—5823番
事業所　川崎製鉄所　鶴見造船所
鶴見製鉄所　浅野ドック
富山電氣製鉄所　清水造船所
新潟電氣製鉄所

飯野海運株式會社

取締役社長　保野健輔

本社　東京都千代田区丸ノ内三ノ六
電話丸ノ内（23）0953・1815・4110・4116—9
日本橋（21）3614

海上保安廳職員會の動き

海上保安廳職員會は本年一月廿五日幾多の会合を重ねて結成されたが、[illegible]として予備隊、他組合との[illegible]を許されない特殊な職員会の今後の行き方は各方面から注目されている、また職員会は発足早々のことで會員も本廳職員に限られ、現在地方職員会の結成されているのは横浜、小樽の両保安本部だが本廳職員会の今後の行き方、性格がそのまゝ地方職員会のモデルとして受入れられる可能性がある、以下海上保安廳の発足から現在の職員会結成までの経過と職員会の第一線で副会長の地位にある國月副三郎氏の談を以て職員会の現狀を概觀してみよう

地方にも發展させ 建設的業務を推進

相互扶助福利はかる

國月副會長談

◇…アメリカのコースト・ガードをモデルとして作られた海上保安廳の職員はわが國八千カイリの沿岸に亘つて密貿易の取締、海上の人命、船舶の救助、また燈台、灯台、水路の測定などの重大業務に携つている、この特殊な性格から他官廳と同様な組合組織が許されないことは当然であるが、職員會は局部長を会長に全職員を以て組織し、特殊任務に携わる職員の相互扶助、福利厚生を第一の眼目としている

◇…しかし單なる厚生福祉の会でなく職員相互の教養を高め文化活動を行つて平和日本の再建に[illegible]することも大きな目的で、これを職務の面にみれば他組合の如く破壊的な闘争を主とせず上下一体となつて建設的に業務を推進してゆく明朗な会とすることである、これは今後の会の運営如何にかかつて来ることであり会員の協力一致がよくこれを生み出すことと思う

◇…本廳の職員会は将来はこれを各地方に拡充せしめ全國的に展開する使命を帯びているのである、会は各種の制約された條件を克服し、職員会に許された團結力を最大限に活用して[illegible]たる現今の社会情相に[illegible]する会員の生活環境に幾分なりとも文化の光を期待しようとする職員会の在り方に注目せられたい

結成の經過

昨年五月一日、海上保安廳発足と同時に職員の間に他官廳と同じような組合結成運動が起り、各局から委員をあげて準備会が何回となく開催された、[illegible]、燈台局、水路部、[illegible]などの寄合いで出来た保安廳は組合結成にも最初から「如何なる性格を持つ組合を作るか」が準備委員間の問題となり種々な角度から論議の的となつたが結局、海上保安廳は[illegible]として組合の結成不可能となり、また関係方面の意向もあり、こゝに他官廳にみられない特異な存在である職員会結成への準備が進められることになつた、その年も押つた十二月二日水路局職員組合の解散総會後に職員の福利厚生を目的とする文化團体結成は急速に進められ、翌三日局長会議で新しい[illegible]のもとに互助会と仮称する職員会の結成が決議され、従来活動を続けて来た組合結成準備委員も[illegible]を一新して臨むことになり[illegible]及び各局から四名の準備委員を選びこゝに[illegible]長を議長とした職員会結成準備委員会が生れた、十二月十四日第一回の委員会を開催以来準備委員会を開催すること八回、それに小委員会を加えて実に前後十回の眞けんな会合で規約[illegible]本年一月十二日役員（別掲）[illegible]廿五日に本廳芝[illegible]前[illegible]で職員会結成大会が開かれ、遂に二年とし

に[illegible]を掲げた職員会も呱々の声をあげることができた

職員會役員

▼会長 西田[illegible]（官房長）副会長 國月[illegible]三郎（官房総務課）同 小野久男（保安局[illegible]）▼委員[illegible]一司（官房[illegible]課）同小田卯一郎（同会計課）同五十嵐[illegible]介（同[illegible]）同井[illegible]郎（同人事課）同小柳正[illegible]（保安局保安課）同田中千秋（同[illegible]課）同[illegible]中利[illegible]（同海技[illegible]課）同[illegible]政[illegible]（同運航課）同[illegible]由[illegible]（同[illegible]課）同井上[illegible]（[illegible]台局[illegible]課）同新田四郎（同船舶[illegible]課）同[illegible]栄次（同）同[illegible]甲[illegible]（[illegible]）同[illegible]二（水路局[illegible]課）同大[illegible]男（同会計課）同[illegible]中村元三郎（同[illegible]）同久保田[illegible]（同[illegible]）同青木[illegible]吉（同[illegible]）同小林[illegible]一[illegible]同[illegible]（同[illegible]）▼会計[illegible]同[illegible]井上[illegible]（[illegible]）[illegible]内用忠郎（水路局[illegible]）[illegible]保[illegible]（[illegible]）▼厚生部長小[illegible]久男（[illegible]）[illegible]伏見[illegible]吉（官房[illegible]）同小沢孝一（水路局[illegible]）▼文化部長[illegible]野二（[illegible]）副[illegible]木村克己（同会計課）同[illegible]（燈台局[illegible]課）▼体育部長田中千秋（会[illegible]）副部長[illegible]松一[illegible]（水路局会計課）同木戸武二三（保安局[illegible]課）▼[illegible]間大久保武雄（長官）同山本[illegible]（長官附）同山崎小五郎（保安局長）同須田明次（水路局長）同[illegible]本政二（燈台局長）▼監[illegible]川地文太郎（官房総務[illegible]長）同森[illegible]夫（同人事課長）同坂本[illegible]一郎（同会計課長）同田村久三（保安局[illegible]課長）同[illegible]示（水路局[illegible]課長）同市川[illegible]（燈台局[illegible]課長）

職員會の記念行事計畫

保安廳職員会では来る五月一日の開廳一周年記念行事に種々計画中であるが、このほど文化部の劇「燈」の上演が決定した、場所その他細部は未定であるが「燈」は水路局印刷課の伊藤一夫氏の作品で、[illegible]院に収容されている元[illegible]、女力士、落語家など特異な人物を登場させて混とんたる現在世相の一端を描き出そうという野心作である

水路局[illegible]所の卒業式

水路局技術[illegible]成所（神奈川[illegible]ケ崎）卒業式は三月廿四日午前十一時から大久保長官臨席のもとに挙行した、卒業生は本科生五、専科生一五、普通科生七、計廿七名であった

教習所の入學式

海上保安教習所では第三期高等科生約九十名を部内から募集、各地方から[illegible]の百名中から目下選考中であるが、入学式は来る十六日江東区越中島の同校にたて行う

名古屋本部の廳舎落成

名古屋市港区浜田町に建設中の名古屋海上保安本部廳舎がこのほど出来あがり、来る廿日午前十一時から落成式を挙行するが本廳から大久保長官が國月[illegible]付秘書官、武田[illegible]保安課長を伴い列席する、長官一行は十九日東京発、[illegible]式[illegible]安東[illegible]、大王崎燈台下の[illegible]を行い廿三日頃[illegible]の予定である

大いに知識磨く

海を行く保安廳職員

同乗記

ボカボカと暖い四月廿七日、燈台局補給船第十八日出丸は海上保安廳職員二百五十六名を乗せて東京湾から横浜を遊歩し職員の海事思想普及に一役買つた——この日、前日来の雨もあがつて絶好の日和、[illegible]十八日出丸（二二〇〇五トン）[illegible]州丸代田）が東京に[illegible]し横浜回航のチャンスを掴んで保安廳職員会が「[illegible]中で船に乗つたことのない人々に海の味をしらせよう」というのが狙いで実現したもので参加者の大半が女性、午後一時[illegible]するときは大[illegible]へでもハイキングとしやれる[illegible]やかなことも大変だつた、それでもいよいよアンカーを捲げて都心のビルが[illegible]の中に溶けこみ羽田の燈台が間近に迫るころともなればさすが海上保安の任務に携わる若[illegible]役人の本領を発揮し、燈台局の人が当局の者にいちいち燈台について説明しているかと思うと[illegible]や[illegible]で熱心に見学しているお嬢さん達もおり、僅か二時間の航海ではあつたが陸上では得られない貴重な知識と経験をつんで横浜に上陸したのは夕暮迫るころであつた　（M記者）

昨年の検擧二千四百件

密貿や不法出入國十二月には半減す

[illegible]後の混乱に乗じて密貿易、不法出入國の横行は敗戦日本の海の暗い[illegible]となつているが、昨年五月海上保安廳が設置され取締りに乗り出して以来、さしも横行を[illegible]めたこれら不法事件は漸次減少し、昨年末には[illegible]の五分の[illegible]以下となつて関係者の努力の成果を如実に示した、しかしこれは表面的な関係や大衆の政治情勢の[illegible]もあつて、なお九州[illegible]の不法[illegible]は後を断たず[illegible]と共に再び増加の傾向がみられるので、第一線保安部は[illegible]な活動を行つている、なお海上保安廳が昨年五月発足以来同年十二月までの間に取締りの網にかかつた不法出入國及び密貿易の件数は次の通である

総件数では不法出入國一九三七件密貿易五〇八件でその内訳は

△不法入國＝日本人九六、[illegible]人一四六〇、[illegible]人五八、中國人六

[illegible]では

△密輸入＝日本人四四、[illegible]二〇七、中國人一、その他九

△密輸出＝日本人一五、[illegible]人一五七

となつており、密輸品の主なものは[illegible]品、アルミ製品、生ゴム、タイヤ、[illegible]、自転車、機械工具、[illegible]、[illegible]品、婦人靴などである

戰災燈台の復舊

三月中の戦災燈台の復舊次の通り

▽三月四日、長崎県女島燈台（玉の浦沖四八カイリ）二〇万燭光、光達二七・五カイリ、二四秒を隔て一六秒間に三閃光

▽三月五日鹿児島県[illegible]島燈台、一八万燭光、光達二三カイリ、[illegible]分一閃光

▽三月八日鹿児島県[illegible]子島燈台二〇万燭光、光達二六カイリ一九秒を隔て五秒間に一閃光

英語の素養が低い

海上勤務員の試験をみる

海上保安廳海上勤務員の採用試験は三月廿五、六日東京[illegible]水産[illegible]校内で本廳人事課[illegible]村技官、岡本[illegible]村事務官 保安[illegible]増田事務官、保安[illegible]高木[illegible]官が試験官となつて実施した、受験者は同校の三月卒業生中航海科三〇名[illegible]科一六名で試験は[illegible]（[illegible]門、[illegible]、[illegible]）と口頭試問に分けて実施されたが試験の結果は、一般に専門、[illegible]の部が良好であつたのに比して英語の部は廿点満点中七、八点の者が多く中には零点のものもいる始末で、これからますます必要になる英語の程度の低いのが目立れている、試験問題の例を二、三拾つてみると次の通り

◇…日本憲法に於て次のものは國民の権利か義務か、該当する方に〇印をつけて囲め

（イ）公務員を選定する（権利 義務）（ロ）教育を受ける（権利、義務）（ハ）勤労の（権利 義務）

◇…次の機関は司法、立法、行政の三機関のうち何れの機関に属するか

△國会、[illegible]、高等海難審判所、最高[illegible]、[illegible]会、内閣、最高裁判所、[illegible]地方[illegible]本部、海上保安廳、会計検査院

◇…次の問題で[illegible]出身者はAに、[illegible]出身者はBに答えること

海上保安[illegible]の[illegible]船の主任務は次の如きものである

（イ）[illegible]の[illegible]（ロ）海上に於ける[illegible]の[illegible]（ハ）海上犯罪の予防[illegible]（[illegible]出入、[illegible]入出[illegible]も含む）（ニ）[illegible]の保[illegible]等所[illegible]を遂行する為に（A）如何なる主[illegible]を備ふべきか、そしてどんな[illegible]をしたらよいか理由を附して説明せよ（B）如何なる[illegible]の如何なる形式の主[illegible]を設備すべきや、また補助[illegible]に如何なるものが必要か理由を附して説明せよ、但し巡視船は排水量一五〇〇トン、速力一五節に制限されている

社告

文藝を募る

職場文化の向上と生活の潤いを豊かにするため、本紙読者から廣く文藝作品を募集します。優秀作は本紙文化欄に掲載し賞品を贈呈します。振つて御投稿下さい。

募集種目　◇詩　◇短歌　◇俳句

職場ニュースを歓迎

海上保安廳と海上保安業務に携わる民間諸機関の全國のあらゆる職場の出来事を紙面に網羅するため本紙の読者である海上保安業務従事員諸氏が自ら見聞された職場のニュースをお送り下さい。

ニュースの長さは制限ありませんが、出来るだけ新しい出来事で、次の点を忘れず書いて下さい。

◇何日、誰が（何処）何処で、何故、何をして、何うなつたか

◇ニュースとなる事柄は、職場の体験（例えば海上取締りの状況、遭難[illegible]など）職場の[illegible]、（例えば責任感の発揮や、同士愛などの美談）[illegible]明、考案、催し、集会、逸話、仕事の成果、その他職場での変つた出来事

◇お送り下さつたニュースについては、紙上に発表すると否とに拘らず薄謝を呈します。

宛先　東京都中央区日本橋呉服橋三ノ一　海上保安新聞編集部

文藝

木の芽

燈台局　西本一郎

〇寄子抱いて[illegible]れし
木の芽垣　五寸花

〇縁[illegible]の朽ちたるまゝの
木の芽かな　つたへ

船舶の[illegible]及び運航用品一式
指定繊維資材登録販賣店

割當切符の現物化は迅速・正確にいたしますから御用命願います

三洋商事株式會社
取締役社長　成瀬勝藏
本社　東京都中央区日本橋人形町一丁目一番地　電話茅場町（66）3101－5
支店　大阪市[illegible]区相[illegible]町二ノ九二二　電話新町（53）1161
出張所　小倉市砂津東町　二一三　電話小倉　1672

日本サルベージ株式會社
社長　古賀龍雄
本社　東京都大田区入新井町九ノ三四五　電話大森（06）三七一四－七
支店　函館・門司・大阪
出張所　神戸・小樽

東洋サルベージ株式會社
代表取締役　小林瀧
東京都千代田区丸ノ内二丁目六番地
神戸支店　神戸兵庫区[illegible]町四二番地
門司支店　門司市[illegible]通り一一番地

日本船燈株式會社
取締役社長　乾康郷
本社　東京都中野区[illegible]町二丁目一九九六　電話中野（38）三二五、四四〇八
分室（営業所）　東京都中央区日本橋人形町一丁目一（船用品会館内）　電話茅場町（66）三一〇一－五
工場　東京工場・流山工場・大阪工場

運輸省型式承認船舶信號旗各種
各國旗及船主旗・旗類一式製造販賣
株式會社　日本船舶信號旗製作所
本社　東京都中央区人形町一丁目　電話茅場町（66）三一〇一－五
大阪出張所　大阪市北区[illegible]上三丁目二
工場　東京・大阪